

介護保険料の納め方

保険料の納め方は、受給している年金の額によって「特別徴収」と「普通徴収」の2通りに分かります。

年金額が年額18万円以上の方 ⇨ 「特別徴収（年金天引）」になります。

◆ 年金支給月の年6回に分けて年金から天引きされます。

4月 6月 8月 ⇨ 10月 12月 2月

仮徴収（4月～8月）
前年中の所得が確定するまで、仮に算定した額を納めていただきます

本徴収（10月～2月）
確定した保険料年額から仮徴収で納めた額を差し引いた額を納めていただきます

※ 収入の変動等により仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合は、各期別の徴収額がなるべく均等になるよう仮徴収額の調整を行います。

年金額が年額18万円未満の方 ⇨ 「普通徴収（納付書・口座振替）」になります。

◆ 6月から翌年3月までの10回に分けて、納付書または口座振替により納めていただきます。

◆ 納付書で納めている方で、口座振替を希望される方は、長寿介護課までお申し出ください。

◇ 年金額が年額18万円以上の方であっても、65歳になったばかりの方や他市町村から転入した方などは「普通徴収」になります。6ヶ月から1年程度で「特別徴収」に切り替わります。

◇ 「特別徴収」と「普通徴収」を自分で選択することはできません。

◇ 納付した介護保険料は、確定申告等において社会保険料控除として計上することができます。希望する方には納付証明書を交付しますので、長寿介護課までお申し出ください。

★保険料を納めないでいると★

特別な事情がないのに保険料を滞納していると、未納期間に応じて次のような措置がとられますので、保険料は必ず納めていただきますようお願いいたします。

- ・介護サービス費をいったん全額自己負担してもらい、申請により後から給付分が支払われます。
- ・介護保険給付が一時的に差し止められます。また差し止められた介護保険給付額から滞納分を控除することがあります。
- ・介護サービスを利用するときに、利用者負担が3割（特に所得が高い方は4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費が受けられなくなるなどします。

介護保険料のお知らせ



東温市イメージキャラクター

いのとん

介護保険は、介護が必要になっても住み慣れた地域でできる限り自立した生活を送れるように、社会全体で支えあっていく制度です。

皆さまに納めていただく保険料は、介護保険の大切な財源となりますので、制度へのご理解とご協力をお願いいたします。

東温市役所 長寿介護課

介護徴収係

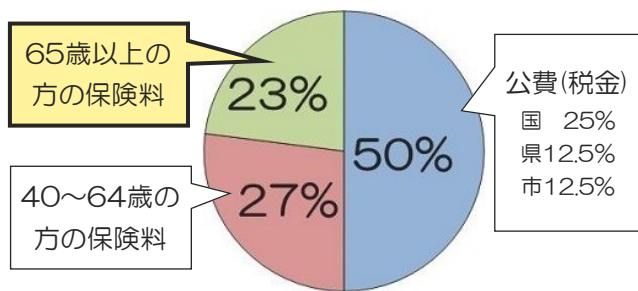
電話：089-964-4408

介護保険料の決まり方

介護保険制度では、介護サービス等を円滑に実施するため、3年ごとに事業計画の見直しを行い、介護保険料を決定することとなっています。

65歳以上の方の介護保険料は、東温市で必要な介護サービス費用の23%をご負担いただくよう算定した「基準額」をもとに決まります。

◆介護保険の財源内訳



東温市で必要な介護サービス費用 × 23% ÷ 東温市の65歳以上の方の人数

= 令和6~8年度の保険料の「基準額」 **87,300円 (年額)**

この「基準額」をもとに、所得の状況に応じた区分（所得段階）によって介護保険料が決まります。

◆ 介護保険料の基準額及び保険料は、3年ごとに見直されます。（現在は令和6~8年度の3年間）

令和6年度の介護保険料

- ◆ 本年度の介護保険料は、2023年中の所得の状況に応じた所得段階により決定されます。
- ◆ 年度途中で資格を取得した場合の保険料は、その月から年度末までの分を月割りで算定した額になります。

あなたの介護保険料は？

下の図でご確認ください。

スタート!

生活保護を受給している

- はい → 80万円以下 → 第1段階 (0.285) → 24,900円
- はい → 80万円超 120万円以下 → 第2段階 (0.485) → 42,300円
- はい → 120万円超 → 第3段階 (0.685) → 59,800円
- いいえ → 前年の合計所得金額+課税年金収入額は？
 - 80万円以下 → 第4段階 (0.9) → 78,600円
 - 80万円超 → 第5段階 (1.0 基準額) → 87,300円
 - 120万円未満 → 第6段階 (1.2) → 104,800円
 - 120万円以上 210万円未満 → 第7段階 (1.3) → 113,500円
 - 210万円以上 320万円未満 → 第8段階 (1.5) → 131,000円
 - 320万円以上 420万円未満 → 第9段階 (1.7) → 148,400円
 - 420万円以上 520万円未満 → 第10段階 (1.9) → 165,900円
 - 520万円以上 620万円未満 → 第11段階 (2.1) → 183,300円
 - 620万円以上 720万円未満 → 第12段階 (2.3) → 200,800円
 - 720万円以上 → 第13段階 (2.4) → 209,500円

前年の合計所得金額+課税年金収入額は？

- はい → 同じ世帯に住民税が課税されている人がいる
- いいえ → 本人に住民税が課税されている

同じ世帯に住民税が課税されている人がいる

- はい → 前年の合計所得金額は？
- いいえ → 本人に住民税が課税されている

本人に住民税が課税されている

- はい → 前年の合計所得金額は？
- いいえ → 本人に住民税が課税されている

前年の合計所得金額は？

- 80万円以下 → 第4段階 (0.9) → 78,600円
- 80万円超 → 第5段階 (1.0 基準額) → 87,300円
- 120万円未満 → 第6段階 (1.2) → 104,800円
- 120万円以上 210万円未満 → 第7段階 (1.3) → 113,500円
- 210万円以上 320万円未満 → 第8段階 (1.5) → 131,000円
- 320万円以上 420万円未満 → 第9段階 (1.7) → 148,400円
- 420万円以上 520万円未満 → 第10段階 (1.9) → 165,900円
- 520万円以上 620万円未満 → 第11段階 (2.1) → 183,300円
- 620万円以上 720万円未満 → 第12段階 (2.3) → 200,800円
- 720万円以上 → 第13段階 (2.4) → 209,500円

所得段階	基準額に乗ずる率	保険料 (年額)
第1段階	0.285	24,900円
第2段階	0.485	42,300円
第3段階	0.685	59,800円
第4段階	0.9	78,600円
第5段階	1.0 (基準額)	87,300円
第6段階	1.2	104,800円
第7段階	1.3	113,500円
第8段階	1.5	131,000円
第9段階	1.7	148,400円
第10段階	1.9	165,900円
第11段階	2.1	183,300円
第12段階	2.3	200,800円
第13段階	2.4	209,500円

◆ 第1~3段階については、公費を投入することで、保険料の軽減を図っています。

◆ 「合計所得金額」とは
年金、給与、不動産、配当等の収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります。）を控除した金額の合計です。ただし、住民税非課税の方で年金収入に係る所得がある場合は、合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額を保険料の算定に用います。また、第1~5段階の合計所得金額に給与所得が含まれる場合は、所得から10万円を控除した金額を用います。

◆ 保険料の減免
災害や生活中心者の失業などで保険料を納付することが難しい場合は、保険料の徴収猶予や減免が受けられる場合がありますので、お早めにご相談ください。